

第29回埼玉ヴォーカルアンサンブルコンテスト参加規程

1 部門・人数

- (1) 実施部門は、ジュニア・中学校・高等学校・レディー・ユース・一般部門とする。
- (2) 各部門の出演人数は6名以上20名以下とし、この範囲外で演奏した場合には審査の対象外とする。
- (3) 出演人数には指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。また、出演者の入れ替えは可とするが、出演人数の半数以内とする。

2 参加資格

- (1) 埼玉県合唱連盟に加盟している団体ならびに活動場所の都道府県合唱連盟に加盟している県外団体
- (2) それぞれの部門に出演する団体は次のとおりとする。
 - 1 ジュニアの部
 - ① 小学校
 - ② 少年少女合唱団（未就学児、小学生を主として活動をしている少年少女合唱団で、出演者のうち高校生までが9割をしめ、合唱団員全員が本年4月1日現在18歳以下であること。ただし、出演時に未就学児または小学生がいない場合でも、出場することが出来るものとする。）
 - ③ 本連盟が指定する書式により、合唱団員の名簿を提出すること（小学校団体を除く）
 - 2 中学校の部
 - ① 同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団
 - ② 複数校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団
 - 3 高等学校の部
 - ① 同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団
 - ② 複数校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団
 - 4 レディーの部
 - ① 連盟に「おかあさんコーラス」として登録し、出演者のうち常時活動しているメンバーが全体の9割以上である合唱団
 - 5 ユースの部
 - ① 出演者のうち、本年4月1日現在28歳以下が全体の8割以上である合唱団
 - ② 本連盟が指定する書式により、出演者の名簿を提出すること
 - 6 一般の部
 - ① 前記1～5のいずれにも属さない合唱団

(3) 注意事項

- 1 加盟1団体の出場数は上限を2グループまでとし、グループ間の出演者の重複は出来ない。ただし、中学校の部については、参加者が41名以上の団体は3グループまで、高等学校の部については、参加者が41名から60名までの団体は3グループまで、61名から80名までの団体は4グループまで、81名以上の団体は5グループまで出演することができる。
- 2 中学校、高等学校の部については、1校で複数団体連盟に加盟していても出演は1人1回とする。また、中高一貫校においても1人1回の出場とする。
- 3 中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。
- 4 少年少女、小学校、中学校、高等学校として加盟している団体は、ユースの部（少年少女合唱団でジュニアの部の参加資格外の団体を除く）ならびに一般の部への出場は出来ない。
- 5 「おかあさんコーラス」団体については、一般の部へ出演することも可とする。
- 6 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、小学校・中学校・高等学校の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めた者に限る。

3 演奏

- (1) 演奏については次のとおりとする。
 - ① 曲目、曲数は自由とする。
 - ② 演奏時間は曲間を含めて6分以内とし、時間超過の場合は失格とする。
 - ③ 無伴奏とする。（ただし、音程のない打楽器は除く。）
- (2) 各部門内での出演日ならびに出演順は抽選により決定する。抽選は厳正に行い、抽選後の出演順の変更は原則として認めない。

4 経費

- (1) 参加料は次の通りとし、納入をもって参加申込の完了とする。
 - ★ 埼玉県合唱連盟に加盟している合唱団の場合（周年事業積立金80円を含む）

ジュニアの部	10,000円のみ(個人の参加料はなし)
中学校の部	10,000円+(680円×参加人数)
高等学校の部	10,000円+(1,180円×参加人数)
レディー・ユース・一般の部	10,000円+(1,180円×参加人数)

- ★ 埼玉県以外の都道府県合唱連盟に加盟している合唱団の場合
参加料に各部門の埼玉県合唱連盟年会費の半額を加算する。

ジュニアの部 10,000 円+7,000 円

中学校の部 10,000 円+(600 円×参加人数)+7,000 円

高等学校の部 10,000 円+(1,100 円×参加人数)+9,000 円

レディー・ユース・一般の部

10,000 円+(1,100 円×参加人数)+11,500 円

ただし、指揮者・伴奏者は参加料を必要としない。

出演者を入れ替えた場合は、延べ人数分の参加料を納入する。

参加人数は当日の人数を正確に記入すること。

- (2) 著作権料は主催者が支払うので徴収しない。その他、コンテスト参加に要する費用は、各合唱団の負担とする。

5 審査と表彰

- (1) 各審査員が100点満点で採点し、最高点と最低点をカットした残り3名の平均点により賞を決定する。
- (2) 各合唱団には、審査員の協議により金・銀・銅・優良賞を贈る。
- (3) 審査員の協議により、各部門には以下の特別賞を贈る。
埼玉県知事賞、埼玉県教育委員会教育長賞、朝日新聞さいたま総局長賞、奨励賞 ただし、該当団体がなく贈らないこともある。
- (4) 審査員
- ① ジュニアの部、中学校の部
磯山 雅、粕谷宏美、金川明裕、名島啓太、山脇卓也
 - ② 高等学校の部①、レディーの部
相澤直人、磯山 雅、粕谷宏美、藤井宏樹、山脇卓也
 - ③ 高等学校の部②、ユースの部、一般の部
相澤直人、磯山 雅、粕谷宏美、河合孝夫、山脇卓也
- (5) 審査用楽譜として楽譜5部を、別紙要領により打ち合わせ会当日に提出する。楽譜はコンテスト終了後に返却する。著作権法の規定により原則としてコピーは不可とする。

6 日程

平成30年1月14日(日)

ジュニアの部 中学校の部

平成30年1月27日(土)

高等学校の部①、レディーの部

平成30年1月28日(日)

高等学校の部②、ユースの部、一般の部

7 関東大会への推薦団体(埼玉県合唱連盟推薦)

本大会の成績により、関東大会推薦団体を決定する。

ただし、埼玉県合唱連盟に加盟していない団体および本県を活動拠点としていない団体については推薦対象とはしない。

8 その他

第7回関東ヴォーカルアンサンブルコンテスト終了時まで、本県審査員ならびに関東ヴォーカルアンサンブルコンテスト審査員の指導を受けることを禁じる。万が一、違反があった場合には、厳重に対応することとする。

本県審査員 5-(4)にある審査員

関東審査員 粕谷宏美、片山みゆき、岸 信介

鈴木茂明、藤井宏樹